



**競技規則の解釈について【補足】（2022/06/22）**

ハンドルバー・エクステンションとサドルの高さとの関係について（2022/06/22）

（UCI 規則 1.3.023、JCF 競技規則第 16 条 3.(2) d) ②）

ステアリングシステムにハンドルバー・エクステンションを付加した場合のハンドルバー・エクステンションの高さについて、該当条項の目的と成り立ちからその前項で規定される“サドル座面を通る水平面”以下に制限されると運用されることもあったが、該当条項が最初に規定された西暦 2000 年から文章の追記・変更が積み重なる中で、必ずしもその高さに制限しない運用がされることが増えてきている。その状況を鑑みて国内競技大会においては、「ハンドルバー・エクステンションの高さは“サドル座面を通る水平面”以下に制限しない」という解釈とする。

しかしながら、他国での競技大会や国際競技大会において同様の解釈を保証するものではないので注意されたい。

以上



## 競技規則の解釈について【補足】（2021年末以前）

### トランスジェンダーアスリートに関する参加資格について(2021/10/27)

JCFとして、トランスジェンダーに関する独自の規程は現段階ではありませんが、UCI（国際自転車競技連合）では、第13部第5章において規定されています。

JCF規則はその第1条において、「UCI規則のうち、この競技規則に明文の規定のないものは、UCI規則を準用する」としておりますので、基本的にはUCI規則が適用されます。UCI規則は主として国際レベルの競技大会への参加を想定したものです。念の為周知させていただきます。

-UCI規則におけるトランスジェンダーのアスリートに関する参加資格規則-  
詳細は下記URLから第13部第5章ご確認ください。

日本語：

<https://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/downloads/2021/09/13.medical-rules11.03.2020.pdf>

英語

<https://assets.ctfassets.net/76117gh5x5an/4dfXPdgyPYHuFUwsEpXO5v/2611cc440358c188af2746d6195659f2/part-xiii---medical-rules---01.03.2020.pdf>

### シクロクロスにおけるタイヤ幅規定の運用(2015/12/25)

競技大会時に、ゲージ等で実測した結果最大幅が規定の33mmを超えるものであっても、33mmの製造者表示を確認できるタイヤについては競技における使用を認めてよいものとする。

### ハンドルバーの下限(2015/6/24)

ハンドルバーの下限は、原則として前後輪の上端から10cm下を通る水平線までとされる。ただし、2014年版の「UCI 技術規則明確化ガイド」において、ハンドルバーに手を触れる位置を前後輪の上端を通る水平線まで下げることが認められている。

JCF規則においては、身体形態上の理由で必要な場合は、必要な範囲でさらに下げること認めているが、UCI規則を適用する国際競技大会においては、さらに下げることは認められないことがあるので、注意すること。

### チーム・スプリントの交代(2014/8/27-2017/4/12 修正)

チーム・スプリントは先頭交代をパーシュート・ライン(中央線)からその先15mまでの範囲で行なわなければならない。この場合、前走者がパーシュート・ラインに達しないうちにスプリンター・レーンの外に出ることは、(前走者の**前輪前端**を後走者の前輪前端が**超え**ない限り)認められる。

### オムニウムにおける警告の累積(2014/8/27)

オムニウムはトラック競技の一種目である。したがって、警告は、オムニウム種目として累積する。たとえば、スクラッチにおいて警告を1回受けた競技者は、ポイントレースでさらに警告を受けた場合、累積2回となり失格となる。

#### **ホイールバランスに関する競技規則の解釈について(2014/5/9)**

バランス調整のためにホイールに付加物を固定すること自体は、競技規則上許容されると解釈される。ただし 脱落等によって競技者自身や他の競技者に危険を及ぼすおそれがある場合は、JCF 規則第 16 条に抵触するものとして、大会時にコミッセールによって出走を拒否される場合もあり得る。

また、空気抵抗を減ずる目的の付加物は同条項により禁止されているので、充分注意されたい。

#### **MTB 規則 (2014/4/5) - UCI 規則 4.2.045~49, JCF 規則第 92 条 2.(6)1~4**

マウンテンバイク・クロスカントリー競技において認められる技術支援は、①補給 / 技術支援ゾーンにおいて行なわれること、②競技者自身、チーム・メイト、チーム・メカニシャンにより行なわれること、を重要な判断基準とする。

この技術支援の際に使用される部品の所有権の帰属は問わない。